

参考資料 令和 7 年 3 月 28 日 全員協議会		宮津市市税条例の一部改正について【専決予定】		区分	条例の改正
【提案の概要】			【政策等の背景・提案までの経過】		
◆専決内容の主旨・目的 地方税法等の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31 日までに公布予定であることから、本条例の一部改正を専決処分により行うもの。			・ 令和 6 年 12 月 27 日 令和 7 年度税制改正の大綱 閣議決定 ・ 令和 7 年 3 月末 地方税法等の一部を改正する法律 公布予定		
◆専決内容の概要 1 軽自動車税 ○ 2 輪の原動機付自転車の車両区分の見直し ・ 総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0KW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る税率を 2,000 円（50cc 原付と同額）とするもの ※ 現行の 50cc 原付バイクは、令和 7 年 11 月からの排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難			【市民参加の状況】		
2 固定資産税 ○ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額減額措置に係る手続きの見直し ・ 区分所有者に加え管理組合の管理者等も手続きすることを可能とするもの			【政策等の効果及び費用】		
【減額措置の概要】 1 戸当たり 100㎡ を上限、減額割合は 1/3 ※ 適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年間延長予定			【他の自治体の類似する政策との比較】		
3 その他条文整理 引用条項ずれ等に伴う改正			担当課・係		
◆施行日 令和 7 年 4 月 1 日			添付資料		
			税務・国保課税務係（45-1612）		